

令和元年度第2回大磯町文化財専門委員会議 議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 15 日 (金)
開会時間/午後 3 時 00 分 閉会時間/午後 4 時 15 分

2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室

3. 出席者 薄井 和男/委員長
田中 徳久/委員
山崎 祐子/委員
小澤 朝江/委員
細 井 守/委員

波多野昭雄/生涯学習課課長
北水 慶一/生涯学習課副課長
篠田 花織/生涯学習課主事
岩本 一人/都市計画課主査 (オブザーバー)

4. 傍聴者 なし

(開 会)

- ・会議成立の確認
- ・会議公開の確認
- ・傍聴者有無確認
- ・資料の確認

5. 前回会議録の確認

6. 議事

議題 (1) 令和元年度文化財関連事業の進捗状況について

事務局から資料をもとに説明を行った。

- ・本日の会議内容並びに次回の開催予定について説明した。
- ・大磯町指定文化財保存管理奨励交付金については、管理者変更の手続きが完了し、保留としていた高麗ホルトノキの交付金を交付した。
- ・前回の会議で説明した鳴立庵の正門袖壁の腐食に伴う部材の交換修繕は完了した。
- ・鳴立沢について、高木化により日照の影響が著しいため、樹木の伐採及び剪定を行った。
- ・滄浪閣について、旧李王家別邸本来の部材の残存状況確認のため、国が調査を行っている。

- ・釜口古墳の除草、樹木伐採は現在2回終了しており、次回は3月実施予定。
- ・文化財パトロールでは9月、10月に緊急巡回を行った。台風の影響で落枝等が見受けられたが、大きな被害はなかった。
- ・埋蔵文化財の試掘調査を11月12日（火）に実施した。特に遺構、遺物は確認できなかった。

主な質疑応答は以下のとおり

[利活用補助金について]

(委員) 文化財パトロールの説明の中で、嶋立沢の竹垣が倒壊したと話されていたが、昨年の車輦事故の際、修復した竹垣の部分か。

(事務局) 昨年とは別の位置の竹垣である。すでに修復済みである。

(委員) 利活用奨励交付金の中で、交付理由に王福寺の薬師如来坐像の普及公開とあるが、特別公開でも実施したのか。また王福寺の収蔵庫が古くなっているという話は出ていないか。

(事務局) 特にそのような話は聞いていない。

議題（2）町指定有形文化財の指定候補について

事務局から資料の説明を行った。

- ・国土交通省が明治記念大磯邸園の開園のため、旧滄浪閣、旧大隈重信別邸、旧陸奥宗光別邸跡、旧西園寺公望別邸跡の整備を進めている。整備計画の中で、施設の町有形文化財指定について相談があった。次回の会議では、旧大隈邸、旧陸奥別邸跡について委員の先生方に諮問をさせていただきたい。また、邸園の建造物の改築について建築基準法の適用除外申請を行うため、新規条例の制定を進めていることをご承知願いたい。

(委員) 文化財指定は現状変更で規制が生じるが、国登録有形文化財は規制が緩いため、活用にあたって国登録を選択することがある。しかし、資料を読む限りでは、新規条例により、国登録有形文化財にも厳しい規制がかかることに見える。

近隣市町では藤沢市が同様の条例を制定している。同市の条例は、市指定文化財や国登録有形文化財などのうち、規制する歴史的建築物を別に指定するものである。

(事務局) 新規条例は、町内の町指定文化財及び国登録文化財の全てを規制するものではなく、藤沢市同様歴史的建築物の活用にあたって、建築基準法適用除外とする必要がある場合に、所有者の申請に応じて保存建築物として登録することで規制がかかるもの。建築基準法に基づき増改築が可能な場合や、増改築等の必要性がない場合には、規制がかかることはない。

(委員) 内装の変更や小規模な増改築など、建築基準法に基づく建築確認申請が不要となる場合は規制の対象にはならないのか。

(事務局) 建築確認申請が不要な場合については、新規条例を適用する必要性がないため、規制がかかることはない。

(委員) 配布資料のみでは詳細が不明なため条文を見たい。

(事務局) 現在、骨子を作成しているところである。骨子・素案が出来た段階で、改めて詳細については、ご説明させていただく。藤沢市や鎌倉市、京都市などを参考に作成するた

め、基本的な考え方は、同じ条例にすることを考えている。

(委員) 条例の制定はいつ頃を予定しているか。

(事務局) 令和2年9月議会定例会で承認いただきたいと考えている。町文化財指定についても、その時期にできればと考えている。

(委員) 明治記念大磯邸園の整備において、建築物の増改築工事に着手するためには、町文化財指定、条例制定、建築基準法適用除外指定と、段階的に手続きを行う必要があるということか。

(事務局) その通りである。

(委員) 調査内容を見て、指定の範囲などを検討となると、次回諮問・次々回答申で指定できるか不安が残る。いずれにしても資料を見てから。

(委員) 国史跡・名勝として指定することは検討したか。庭園と建築物を含めて公園とするのであれば、一体的に名勝として指定すれば、建築基準法は適用除外される。

(事務局) 国が検討したかは把握していない。頂いたご意見については、国にお伝えする。

(委員) 指定には、詳細な調査が必要である。また、指定範囲についても議論・検討しなければならない。

特に旧大隈邸は比較的新しい部分が多く見られるため、増改築の変遷などを整理し、指定範囲を決定していかなければならない。

(事務局) 国では、現在、建築物の各部材を調査すると共に、子孫や過去の状況を知る方にヒアリングを行うなど、詳細な調査を行っている。諮問の段階ではそうした調査結果をお示しできると考えている。

(委員) 明治記念大磯邸園の事業に引きずられて、何かを変更するといったことが無いようにしなければならない。

(事務局) 承知した。

議題(4) その他

次回の文化財専門委員会議の日程について

- ・3月第1週か、第2週の平日に開催。1月に日程調整を行う。

(閉 会)